

会計規則

(昭和五十三年六月十七日規則第三十三号)

改正 平成 七年 三月二七日

同 一七年一〇月一八日

同 二〇年 二月一四日

同 二四年 三月一五日

同 二六年一〇月一四日

第一章 総則

第一条 本会の会計は、会則、会規及びこの規則の規定するところにより処理しなければならない。

2 次の各号に掲げる本会の財務諸表及び収支計算書は、当該各号に定める公益法人の会計基準に基づいて作成する。

一 貸借対照表(総括表を含む。以下同じ。)、正味財産増減計算書(総括表を含む。以下同じ。)、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録 公益法人会計基準の改正等について(平成十六年十月十四日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)

- 1 -

二 収支計算書(総括表を含む。以下同じ。) 公益法人会計における内部管理事項について(平成十七年三月二十三日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)

第二条 本会の会計は、現金主義による。ただし、年度末には、当該年度に発生した収入及び支出を全て計上するものとする。

第三条 会計及び資産に関する規程(会規第六号。以下「規程」という。)(第一条の経理委員は、会計担当副会長及び会計担当常務理事をこれに当て、経理委員会を組織し、会計担当副会長を委員長とする。

第四条 経理委員会は、必要に応じて委員長が招集して、その議長となる。

第二章 予算

第五条 経理委員会は、予算原案を作成し、会長に提出する。会長は、必要と認められる修正を加えて、予算案及び次年度暫定予算案を作成し、理事会に付議する。

第六条 定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることがで

- 2 -

きる。予備費の支出は、理事会の承認を得なければなら
ない。

第七条 事務局、各種委員会、各室等は配分された予算の
範囲において、それぞれ実行予算を作成し、その予算書
を経理委員会に提出しなければならない。

第三章 決算

第八条 経理委員会は、年度末において事務総長から速や
かに収支計算書を徴し、各会計別決算報告書、正味財産
増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、会長に
提出する。

第九条 会長は、前条に規定する書類を理事会に付議する。

第十条 決算により生じた剰余金は、次年度の収支に繰り
入れる。

第四章 予算の執行

第十一条 本会の予算執行に関する会計事務の責任者は、
事務総長とする。

2 事務総長は、前項に規定する事務を弁護士たる事務次

- 3 -

長に分掌させることができる。

第十二条 事務総長は、毎月末各会計別収支計算書を、経
理委員会に提出しなければならない。

第十三条 事務総長は、科目の流用をしようとするとき、
又は予備費の支出につき理事会の承認を得ようとするこ
きは、あらかじめ経理委員会と協議しなければならない。

第十四条 規程第三条の規定に基づき特別会計を設けた場
合には、その経理は、各会計ごとに一般会計に準じてこ
れを行う。

第十五条 経理の記帳事務と金銭の出納事務は、同一人に
担当させてはならない。

第十六条 事務総長は、金二百万円を限度として、事務局
に現金を保管させることができる。

第十七条 外部に対する支出については、あらかじめ事務
総長の承認を得なければならない。事務総長は、外部に
対する一件二百万円を超える支出であって、固定的な経
費及び業務上継続的に支払う経費以外のものについて
は、あらかじめ経理委員会と協議しなければならない。

第十八条 会計担当副会長は、本会の銀行預金名義人とな
り、その印鑑を保管する。

2 会計担当副会長は、小切手を振り出し、銀行預金払戻

- 4 -

請求をする。

第十九条 金銭及び物品の出納保管に関しては、経理委員会の定める細則によりこれを行う。

第二十条 本会の会計帳簿として次のものを備える。

一 仕訳日記帳

二 総勘定元帳

三 補助簿

イ 金銭出納帳

ロ 預金出納帳

ハ 元帳

二 固定資産台帳

第二十一条 会計帳簿の作成及び記帳の方法に関しては、

経理委員会の定める細則によりこれを行う。

第二十二条 会計帳簿は、会計年度終了後次に掲げる期間

これを保存する。

一 総勘定元帳 三十年

二 総勘定元帳以外の帳簿及び関係書類 十年

附 則

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

附 則（平成七年三月二十七日改正）

第十六条ないし第十八条の改正規定は、平成七年四月一

- 5 -

日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月一八日改正）

第十六条の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一四日改正）

第二条、第六条、第八条及び第十七条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月一五改正）

第三条、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第二項、第二十条第三号1から4まで並びに第二十一条第一号及び第二号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一四日改正）

第一条、第二条、第八条から第十一条まで、第十三条及び第十五条の改正規定は、平成二十六年十月十四日から施行し、同年四月一日から適用する。

- 6 -